

政 委 第 7 号
平成 25 年 1 月 21 日

国土交通省独立行政法人評価委員会
委員長 家 田 仁 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員長 岡 素 之

平成 23 年度における国土交通省所管独立行政法人の業務
の実績に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 24 年 9 月 19 日付けをもって貴委員会から通知のあった「国土交通省所管独立行政法人の平成 23 事業年度業務実績評価について」等に関して、別紙 1 のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙 2 から別紙 4 のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙 5 のとおり、独立行政法人等の自然災害等に関するリスクへの対応状況について別紙 6 のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成 24 年 5 月 21 日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成 23 年度業務実績評価の具体的取組について」に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

また、その中において、各独立行政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極

的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待しています。

平成23年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果等についての意見

平成23年度における国土交通省所管20法人（土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、航海訓練所、海技教育機構、航空大学校、自動車検査独立行政法人、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構、海上災害防止センター、都市再生機構、奄美群島振興開発基金、日本高速道路保有・債務返済機構、住宅金融支援機構）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果等についての意見は以下のとおりである。

【各府省所管法人共通】

（内部統制の充実・強化）

平成23年度業務実績評価については、「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」（平成24年5月21日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定。以下「具体的取組」という。）において、内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組に留意するとともに、内部統制の充実・強化を含む法人の業務をモニタリングする監事の役割に着目して、各府省独立行政法人評価委員会（日本司法支援センター評価委員会を含む。以下「府省評価委員会等」という。）と監事との連携について、監事監査結果を踏まえた評価を行っているかについて特に留意することとしたところである。

今回、内部統制に関する法人の長の取組については、全ての法人において評価がなされていた。

また、監事監査結果を踏まえた評価については、府省評価委員会等に対する監事監査結果の報告状況等に着目して、その実態を整理した。その結果、下表のとおり多くの府省評価委員会等の場に監事の出席を求め、法人の長の内部統制の取組について聴取したり、監査内容等についての報告や監事監査報告の提供を受け評価に活用している状況であった。また、府省評価委員会等の場で、監事から統制環境等の状況についての報告を受けたり、法人の長のマネジメントの状況や改善すべき事項等が記載され

た監査報告書の提供を受け、これらを積極的に評価に活用している事例もみられたことから、監事の出席を求めている府省評価委員会等においては、今後の評価に当たり監事から直接意見聴取等を行うことが望ましい。

なお、内部統制の充実・強化に向けた法人及び府省評価委員会等の取組並びに監事と府省評価委員会等との連携について、参考となる具体例を別紙2から別紙4のとおり整理したので参考にされたい。

表 監事監査結果の活用状況等

| 区分 | ①委員会等に監事の出席を求め意見聴取し、かつ、監事監査報告書の提供を受けて評価 | ②委員会等に監事の出席を求め意見聴取 (①を除く) | ③監事監査報告書の提供を受けて評価 (①を除く) | ④その他監事監査結果を評価書、業務実績報告等に記載 |
|--------|---|------------------------------|-----------------------------|---------------------------|
| 全109法人 | 35法人 | 17法人 | 34法人 | 23法人 |

(注) 平成23年度の評価対象法人数は106であるがこのうち主務省が複数ある3法人についてはダブルカウントしているため109となっている。

(保有資産の見直し)

法人の保有資産については、既往の政府方針等において、削減、処分等の見直しが求められてきたところであるが、会計検査院から利用実態や保有の必要性について指摘を受けるなど、現在でも保有の必要性等が疑われる事例が見られる。

このため、今後の評価に当たっては、保有資産の保有の妥当性等についてより一層厳格な評価を行う必要がある。

(評価指標の妥当性)

平成23年度の独立行政法人の業務実績に係る府省評価委員会等の評価の結果をみると、法人の中期目標及び中期計画の内容が年度計画の個々の評価指標に反映されていない又は反映されていても妥当性に欠けるものとなっており、適切な評価となっていない例がみられた。このため、今後の評価に当たっては、年度計画及び同計画の評価指標に中期目標及び中期計画の内容が的確に反映されているかについてもチェックをした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【航海訓練所】

- ・ 実習生による訓練評価等については、貴委員会の評価結果をみると、①従来の評価に加え対象を広げ、訓練修了者による評価を実施するとともに、新たに個別訓練指導による評価を加えて改善を図ったこと、②従前から実施している実習生による訓練評価及び新たな個別訓練指導による評価の情報分析から得られた知見をQSS（STCW条約に基づく資質基準制度）マネジメントレビューを通じて即時に実習に反映していること、③①及び②の取組により、訓練の問題点の改善に努めた結果、当直訓練に対する実習生の満足度評価が高かったことをもってS評定（優れた実施状況にあると認められる）としている。

しかしながら、①及び②の取組により、訓練を速やかに改善することは、年度計画において目標に掲げられており、また、当直訓練に対する実習生の満足度評価は、様々の実習項目のうちの一つであることから、これらのことのみをもって、「単に順調に目標を達成している（しつつある）のみならず、それ以上に積極的に評価すべき付加的な実績・内容が必要」とされるS評定とする説明にはならない。

今後の評価に当たっては、国民に対して分かりやすい評価を行う観点から、評定の具体的な理由、根拠等を明らかにして評価を行うべきである。

- ・ 一般管理費及び業務経費については、中期計画では「中期目標期間中に見込まれる当該経費総額」、年度計画では「平成23年度予算」を評価指標としている。

しかしながら、貴委員会の評価結果をみると、評価指標については「中期計画の初年度予算額」と記載されており、評価指標の記載が統一されていないことから、目標の達成状況が分かりにくくなっている。

今後の評価に当たっては、国民に対して分かりやすい評価を行う観点から、評価指標の記載を統一した上で、適確な評価を行うべきである。

【海技教育機構】

- ・ 施設・設備の整備については、貴委員会の評価結果をみると、「年度計画で予定されている清水校総合実習棟は、計画の変更があったものの、平成23年8月に竣工した」として、A評定（着実な実施状況にあると認められる）としている。

業務は年度計画に従って実施されているが、「計画の変更」についての説明が不十分であることから、中期計画等における「整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る」という目標が着実に実施されたと言えるかどうか不明である。

今後の評価に当たっては、国民に対して分かりやすい評価を行う観点から、評定の理由等を明らかにした上で評価を行うべきである。

- ・ 独立行政法人の保有資産については、既往の政府方針等において、幅広い資産を対象に自主的な見直しを不断に行うこととされている。また、具体的取組において、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目したいわゆる溜まり金の洗い出し状況について特に留意することとされている。

本法人において、中期目標期間最終年度における運営費交付金債務の精算収益化額と、平成16年度及び17年度当時の旧独立行政法人海員学校沖縄海上技術学校の売却に伴い計上した売却損等のキャッシュ・フローを伴わない損失の計上により発生した欠損金とが相殺され、積立金とならなかった金額が生じており、平成23年度末時点において当該金額について国庫納付されずに内部に預金として留保されている状況にあった。

しかしながら、このような預金を留保していたことについて、貴委員会の評価結果をみると、具体的取組において特に留意することとされているいわゆる溜まり金の精査における運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況について、「該当なし」として特段の記載はない。

今後の評価に当たっては、上記を踏まえた適切な評価を行うべきである。

【航海訓練所、海技教育機構】

- ・ 航海訓練所の航海訓練事業及び海技教育機構の船員養成・再教育事業については、受益者負担に関する具体的な実施計画を平成23年度中に策定するとされていたが、両機構とも同計画を早急に取りまとめるべく関係機関との調整を行っているものの、24年10月現在においても策定には至っていない。

しかしながら、貴委員会の評価結果においては、「平成23年度において取り組むこととされている事項は着実に実施されており、適切と認められる。」としており、同計画が23年度において策定されていないことを踏まえての指摘を行っていない。

今後の評価に当たっては、政府方針等も踏まえつつ事実関係を適切に把握し、評価を行うべきである。

(注) 航海訓練所と海技教育機構は「更なる受益者負担の拡大を図るための実施計画を平成23年度中に策定する。」との同じ講ずべき措置を求められていたことから、両法人に対し同様の指摘を行うもの。

【自動車検査独立行政法人】

- 不正改造車撲滅のための啓発活動については、貴委員会の評価結果をみると、「不正改造車を排除するため、単純な啓発活動ではなく、実際に会場や店舗に検査官を派遣し、具体的に注意を行っており、優れた実施状況にあると認められる」としてS評定（優れた実施状況にあると認められる）としている。

会場や店舗に検査官を派遣し、具体的に注意を行う当該取組は、本法人の自主改善努力として、平成17年度から7年連続で取り組まれており、19年度から5年連続でS評定とされている。

しかしながら、平成23年度は検査官の派遣人数、派遣店舗数等が減少しており、経年的な状況を考慮すると、23年度の評価をS評定とする理由が分かりにくくなっている。

この点について、本法人は、実績が減少した背景には東日本大震災の影響があり、また、平成23年度においては、最近普及が著しい携帯電話ホルダー等のアクセサリ類について重点的に調査を実施したことをS評定とする理由の一つとしているが、そのような記載は評価結果にはない。

今後の評価に当たっては、国民の理解に資する観点から、経年的な評価の状況も踏まえつつ、評価に影響を与える事象があった場合には、それを評定の理由等において言及した上で評価を行うべきである。

【鉄道建設・運輸施設整備支援機構】

- 内航海運活性化融資業務に係る手数料については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成18年11月27日付け政委第23号政策評価・独立行政法人評価委員会通知）の「第1 内航海運活性化融資業務の収束に向けた取組等」において、「説明責任を徹底する観点から、その用途を業務実績報告書等において公表するものとする」との指摘を行っている。

しかしながら、本法人においては、内航海運活性化融資業務に係る手数料の使途について、業務実績報告書等に十分な記載がされておらず、また、貴委員会においては、これについての評価を行っていない。

今後の評価に当たっては、国民への説明責任を果たす観点から、本法人における内航海運活性化融資業務に係る手数料の使途を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

【空港周辺整備機構】

- 人材の活用については、貴委員会の評価結果をみると、「年齢バランスの改善に努めた結果、前年度比では若干の改善となったものの、平成19年度と比較すると改善することができなかった。」として、年度計画の指標との比較及び中期計画の指標との比較を並列して記載していることから、どちらの指標をもって「A」評定（着実な実施状況にあると認められる）としているのかが分かりにくくなっている。

今後の評価に当たっては、国民に対して分かりやすい評価を行う観点から、評定の理由等を明らかにした上で評価を行うべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果 についての意見

【自動車事故対策機構及び住宅金融支援機構】

上記2法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成23年12月9日付け政委第27号政策評価・独立行政法人評価委員会通知。以下「勧告の方向性」という。）の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第3項の規定に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。